

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」および 「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新の手続き等のお知らせ

■現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)・「限度額適用認定証」(桃色)をお持ちの人
令和3年7月31日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)または「限度額適用認定証」(桃色)を7月中に郵送します。8月1日からご使用ください。

■新しく申請が必要な人

所得区分が区分Ⅰ・Ⅱの人および現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「減額証」という)または「限度額適用認定証」(以下「限度証」という)をお持ちでない人は、外来および入院で受診される際に利用できますので、市町村の担当窓口に申請してください。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証、本人確認書類

※押印廃止にあたって、代理人が申請する場合で後期高齢者医療被保険者証または本人確認書類をお持ちでない場合は委任状が必要になります。

■入院・外来時の自己負担限度額および入院時の食事代

負担割合	所得区分			1食あたりの入院時食事代	'減額証'・'限度証'発行の有無
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
3割	現役並み所得者Ⅲ (住民税課税所得 690万円以上の人)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <4回目以降140,100円>(※1)		460円	発行なし 申請不要
	現役並み所得者Ⅱ (住民税課税所得 380万円以上の人)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <4回目以降93,000円>(※1)			発行あり 申請が必要
	現役並み所得者Ⅰ (住民税課税所得 145万円以上の人)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <4回目以降44,400円>(※1)			発行あり 申請が必要
1割	一般	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 <4回目以降44,400円>(※1)		発行なし 申請不要
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円		210円 ※160円 発行あり 申請が必要
	区分Ⅰ (※3)	8,000円	15,600円		100円 発行あり 申請が必要

◎入院時の食事代について、療養病床に入院する場合は金額が異なりますので、入院時に医療機関にお尋ねください。

(※1)過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、<>内の金額となります。

(※2)区分Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※3)区分Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円の人。

(年金の所得控除額を80万円、給与所得がある場合は給与所得金額から10万円を控除して計算)。

(※4)過去12か月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円になります。

指定難病患者の方などは260円の場合もあります。

過去12か月で90日までの入院210円

過去12か月で91日目からの入院160円(※4)

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

— 後期高齢者医療の被保険者的人へ —

「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の更新のお知らせ

現在お持ちの保険証(水色)の有効期限は、令和3年7月31日までとなっています。

新しい保険証(黄色)は、7月中旬に簡易書留等で郵送いたしますので、令和3年8月1日からは新しい保険証(黄色)をお使いください。

新しい保険証(黄色)に記載してある一部負担金の割合は、令和3年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証(水色)は、令和3年8月1日以降に、役場福祉課へお返しください。

【一部負担金の割合】

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある人がいる世帯の被保険者

→
一部負担金の割合は
(病院等での窓口負担)
3割

上記条件に該当しない世帯の被保険者

→
一部負担金の割合は
(病院等での窓口負担)
1割

※新しい保険証の裏面に臓器提供の意思表示欄がありますので、臓器提供の意思表示をする際は、ボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口に用意しておりますので、詳しくは役場福祉課へお問い合わせください。問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

ペットのための災害時への備え

災害時にペットを守るのは飼い主だけです。災害が起きてからではなく、日頃から心構えや備えをしておきましょう。

むやみに吠えない、ケージに入る等のしつけを日常的にしておくと、避難所へ避難した際、周囲の生活環境への配慮に繋がります。

また、迷子になったために首輪や迷子札を必ず装着し、ノミ・ダニの駆除など健康管理をこまめに行なうことも大切です。

問 有明保健所 ☎72-2184

気を付けましょう ミツバチに対する農薬危険防止

これから早期水稻は出穂・開花期を迎えます。この時期の農薬散布にあたっては、ミツバチに被害を与えないよう、事前に近くの養蜂家と巣箱の位置や防除時期、場所などの情報を交換しましょう。また散布した農薬がミツバチや巣箱にかかるないよう、十分注意しましょう。

問 熊本県農業技術課 ☎096-333-2381